

『東三河後見センター』会報 第33号

発行者：認定 NPO 法人東三河後見センター

〒442-0033

豊川市豊川町辺通 4-4 豊川商工会議所 3 階

平成 27 年 9 月 30 日発行

電話 (0533) 80-2707

FAX (0533) 80-2708

ホームページアドレス：<http://higashimikawakouken.or.jp>

障害者権利条約と成年後見の実務

障害者権利条約とわが国の現行成年後見法との矛盾

9月11日に開催された東三河後見センターの理事会で、私が委員として参加している豊川市成年後見制度利用推進検討委員会の報告をしたところ、障害者福祉に従事している理事さんから、障害者権利条約と大きく抵触しているわが国の現行成年後見法の利用を単純に推進することには問題があるのではないかという趣旨の意見が出されました。そこで改めて障害者権利条約を読み、何が問題で、どうすればよいかを考えてみました。

障害者権利条約では

日本政府は、9年前に国連で採択された障害者権利条約を昨年1月批准、同年2月に発効しました。同条約第1条は「この条約は、すべての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、及び確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とする。」と規定し、他のすべての人々と障害者との完全な平等の促進を宣言しています。そのうえで、第12条で意思決定支援と本人保護について規定していますが、その内容はわが国の現行成年後見法との乖離・矛盾が大きく、障害当事者、保護者、障害者福祉に携わる人たちの間には現行成年後見法の利用に対する警戒感が広がっています。

障害者権利条約とわが国の現行成年後見法との大きな矛盾は次のような点です。

	わが国の現行成年後見法	障害者権利条約
障害者の法的能力	法的能力を否定（特に後見類型）	法的能力をもつことを前提とする
障害者に対する支援の方法	欠如している法的能力を補うための代理・代行が基本。	意思決定支援が基本で、やむをえない場面のみ保護。保護の濫用防止策。
類型の見直し	一度決定した類型対する見直しの機会はほとんどない。	保護の内容について、独立機関による定期的な審査の対象とする。

法人後見の現場から考える

法人後見等が確定すると後見等担当者の仕事は、本人の財産が搾取されていないか、生活できる収入があるかなどを確かめ、本人の意思にかかわりなく、経済的な問題の対策から手をつけることが多いので、「本人の意思決定」を終始強調する障害者権利条約に対しては、現場感覚として少し違和感が残ります。

しかし、後見類型で「意思無能力」の判定をしてほとんどすべての権利を奪ってしまう現行法は、現場感覚としても「違うんじゃない？」といわざるを得ません。財産管理能力の診断で3累計を判定する現行の仕組みは、あまりにも基準が偏りすぎており、本人の生活面での能力の見落としが多く、結果的に「保護の濫用・権利侵害」になっている恐れがあります。

今後の対策

私たちはこれまで、民法858条の意思尊重義務と身上配慮義務に依拠して後見（保佐、補助を含む）活動をしてきました。これを一層徹底することが最も重要と考えています。

2点目は、申立て支援において、現行法で法的能力を認められる保佐、補助類型を追及することです。そのために、親族や診断書を作成する医師などに民法858条と3類型との関係の理解を広げることです。
(代表理事 長谷川卓也)

成年後見ミーティング

昨年度より、「成年後見学習会」を「成年後見ミーティング」と名称を変え、隔月の第1土曜日午後1時より、当法人の市民後見人名簿登録者を中心とした交流会を実施しています。もちろん、成年後見制度に関心のある方にも参加を呼びかけて実施しています。第1回～3回までのミーティングの内容を報告します。

第1回成年後見ミーティング

平成27年5月9日（土）13:30～15:10 プリオ 4階 視聴覚室

テーマ：後見事務の概要①

今年度第1回目のミーティングでしたので、最初に昨年度実施したミーティング内容と今年度のミーティングの予定について参加者の方に報知しました。

「後見事務の概要①」というテーマで、当法人が相談を受けてから受任するまでの流れを確認した後、当法人理事で市民後見人の池田さんと工藤がたたき台として作成した、「成年後見人等の共通の手引き（案）ver.1」に沿って、1. 受任直後、2. 後見活動の開始、3. 財産管理、身上監護のポイント 4. 様々な後見事務内容などについて説明と内容の検討を行いました。検討の中で、参加者より訂正や疑問点を出し合っていました。安心して後見等の事務ができるよう、みなさんと考えることによってよりわかりやすい手引書が作れそうな気がしました。ミーティングの中で校正を加えながらでき上がると思います。



（話し合いの様子）

参加者の感想

- *大変良い内容でした。参加者が少ないのが残念でした。
- *私の場合、途中からセンターの方から引き継ぎをしたため、最初の事務をしたことがありませんでしたので、とても勉強になりました。気がついていない事が本当に多いことに初めて気がつきました。頑張って準備します。
- *事務の中でかかえている問題が非常に参考になりました。

第2回成年後見ミーティング

平成27年7月4日（土）13:30～15:10 豊川市社会福祉協議会ウィズ豊川

テーマ：「後見事務の概要② 後見事務の活動と記録について」

代表理事の長谷川さんと市民後見人の池田さんが講師となり実施しました。

池田さんから、当法人が使用している各種の記録用紙をもとに、後見事務の活動に必要な記録の説明がありました。私たちは大切な本人の財産などを預かりながら、本人の状況に応じた身上監

護を行っています。そうした中で、本人の状態やお金の流れ等きちんと記録されていることがとても大切になります。

長谷川さんからは、「記録・資料の保管について」と題して私案をもとに、後見事務で使用している記録の書類を始め、領収書や預り証、預貯金通帳や定期預金証書、県、市、年金機構等の書類の保管方法について紹介がありました。当法人では、被後見人等にお一人に個人ファイルがあり、それに後見事務担当者が書類などを整理・分類して事務所内の書棚に保管してありますが、事務担当者ごとに整理・分類の方法が異なっているのが現状です。これらの書類等は事務担当を引き継ぐ際に非常に重要となりますので、統一した保管方法が必要になるだろうと感じました。

参加者の感想

＊記録、資料等の保管方法は、まとめて考えてみることはなかったので良い機会になりました。

第3回成年後見ミーティング

平成27年9月5日（土） 13:30～15:10 プリオ 4階 視聴覚室

テーマ：「マイナンバー通知カード、個人番号カード交付について」

講師：豊川市市民部市民課 課長 林伸治氏、主幹 丸山賢治氏、課長補佐 近藤貴宏氏

来月より（10月中旬以降だそうです）個人番号が記載された通知カードの簡易書留による郵送がスタートします。郵送される時期に、病院に入院あるいは施設に入所中であるため住所地の本人への送達が困難な方が生じることを予測して豊川市市民部の近藤課長補佐さんと協議してきました。当法人が受任している豊川市に住所のある方の通知カード送達の対応については目処がついたところです。

そうした協議の中で、「そもそもマイナンバー通知カードや、個人番号カードとは何か？これから、どのような取り組みがあるのかを勉強したい。」ということで、今回は、豊川市市民部市民課の林伸治課長、丸山賢治主幹、近藤貴宏課長補佐より、11ページにわたる資料をもとに、市民課の立場としてマイナンバー通知カードと個人番号カードについて説明していただきました。

通知カード及び個人番号カードが交付されるまでの（個人番号カードは任意）流れと個人番号カードの申請、取得方法についてわかりやすく説明していただきました。

一人一人に通知される予定の12桁の番号がどのように活用されるのかはまだまだ未確認要素が大きいようです。また、障がいのある方や高齢な方の中には、受け取りを拒否されたり、理解されずに処分されてしまう恐れがあること等、不安な面もありそうです。

12桁の個人番号がもつ意味、個人情報の部分は大切に守られるべきだと考えます。そのための適切な対応が必要であり、運用自体に罰則や制限がありますので慎重に対応しなければいけないなと感じました。



（講師の豊川市市民部市民課のみなさん）

参加者の感想

＊マイナンバーカードについて、市の方の説明が聞けてよかったです。後見人の仕事においての対

応も説明され、段々と知識が増えたような気がします。自分自身のも手続きが大変ですが、後見人としての手続きも手落ちのないように行っていきたいと思います。

*マイナンバー制度のことが少しわかったような気がします。市民課のみなさんありがとうございました。

次回 第4回成年後見ミーティングのお知らせ 平成27年11月7日(土) 13:30~15:30

テーマ：家庭裁判所への上申 報告について・成年後見人等の共通の活動の手引き(案)

場 所：豊川市社会福祉会館ウィズ豊川 研修室1

(文責 工藤明人)



ケースファイル11

「事務担当者としての支援

ー父親が入院、一人暮らしとなった被後見人の支援ー」

昨年11月から知的障がいのある40代の女性の後見事務を担当しています。

本人は10代後半から現在の職場で働き父親の支援を受け二人で生活してきました。父親が病気により車いす生活となったため本人の将来を心配した父親が成年後見の申し立てをしました。本人は仕事に生きがいをもって生活しているようでした。

今年に入り父親の介護負担が増えたこと、父親の居丈高な言動にストレスが重なって体調を崩すことが多くなりました。そのため依頼を受け病院受診に同行するようになりました。また二人の生活を心配した父親の保佐人や関連事業所の人たちがショートステイやヘルパー訪問を検討していましたが6月に父親の体調が急変し入院となりました。

一人暮らしをしたことがなくグループホーム入所も選択できましたが、本人の自宅で生活していきたいとの希望で在宅生活を支援していくことになりました。今までほとんど調理をしたこともなく食事は弁当等でとっていましたが、7月からヘルパー訪問を開始して一緒に食事作りを楽しんでいるようです。

父親は在宅生活に戻ることは現時点では容易ではない様子ですので、これからも一人暮らしが続きます。健康面、金銭管理、日常生活面で見守り、支援が必要です。人なつっこい性格なので周りの人たちが見守ってくれる事は安心につながります。後見人として経験が浅くわからないことも多くありますが後見センターや関連する人たちと相談、連携して支援していきたいと思います。

(市民後見人 鈴木光子)



ケースファイル12

「自己破産状態の財政を立て直す」

今回紹介するAさんは、神経性疾患の症状で自宅アパート周囲を徘徊しているところを警察に保護され、地元の病院に救急搬送されました。Aさんに意識はありましたが、ひどい記憶喪失状態でした。

自宅には様々な書類等が散乱しており、その中には、わずかな残高の通帳に加え、国民年金や税金の納付書、債権回収会社・消費者金融からの督促状がありました。

Aさんの疾患や記憶喪失の改善は見込めず、成年後見の申立を行うことになりましたが、Aさんの世話をする人は身近におらず、Aさんに代わって家族や財産について調べる必要がありました。家族の名前や住所については、Aさんの戸籍謄本を手に入れ、その先の住民票をたどることで、比較的簡単にわかりました。Aさん宅にあった携帯に奥さんの名前を見つけ電話したところ、すでに離婚しており、子供たちは別れた奥さんと一緒に生活しているとのことでした。また、Aさんは、西日本の某県から集団就職で東海地方に移り、豊川市で結婚した後、故郷に戻り家を建てましたが、その直後に離婚し、また豊川市に戻ったことがわかりました。それ以外のことは別れた奥さんも知らず、Aさん自身の記憶もありません。

次に財産調査に移りましたが、まず債権回収会社に電話したところ、Aさんが故郷に建てた家のローンが数百万円残っているとのことでした。税金等の滞納金を加えれば、一千万近くの借金になります。さらに、年金事務所へ障害年金の受給権があるか確認に行きましたが、滞納期間が長く受給できないとのことでした。

このままでは自己破産かと思われましたが、厚生年金のデータにAさんらしい人の加入記録が二つあり、その二つの勤務先の名前と市町村名を言うことができれば、データが統合でき、保険料の納付要件がぎりぎり満たされるとのことでした。しかし、Aさんは記憶を失い、古い住民票も破棄されていることから、なす術がありません。途方にくれながらAさんの携帯の電話番号に手あたり次第かけたところ、故郷から岐阜県のどこかに就職したとの情報が入りました。Aさんのもとに何度も通いながら、岐阜の地名を手掛かりに、記憶の回復を試みたところ、ある日突然会社の名前を口にしました。その後二つ目の会社も思い出し、ようやく年金記録を統合することができました。

とはいえ障害基礎年金だけでは、今後の生活費で精一杯であり、自己破産かつ生活保護は避けられず、ローンの連帯保証人である別れた奥さんへの請求は残ります。故郷の家は過疎地にあり、任意売却はできそうにありません。再び途方にくれましたが、同郷に住む親戚の方に購入を持ち掛けたところ、快く応じてくれることになりました。たまたまその方のお子さんが実家に戻ってくることになったそうですが、これで住宅ローンも返済でき、ようやく、今後の生活の見込みを立てられることになりました。

今回、何度もくじけそうになる場面がありましたが、Aさんの家族や親族の方が、これまで疎遠であったにもかかわらず協力的に動いてくれたことが、大きな助けになったと感じています。

(市民後見人 井上祐一)

東三河後見センターの今後の予定(10月～12月)

☆ミーティング 9時15分より 10月9(金)、14日(水)、20(火)、27(火)

ー市民後見人の方、参加歓迎 11月4(水)、13(金)、17(火)、25(水)

12月1(火)、11日(金)、15日(火)、22(火)

※12月29日～1月3日年末年始休暇

1月5(火)、13日(水)、19日(火)、29(金)

11月7日(土) 第4回 成年後見ミーティング ウィズ豊川 研修室1

13:30～15:30 テーマ「家庭裁判所への上申 報告について」

・成年後見人等の共通の活動の手引き(案)」

1月9日(土) 第3回 成年後見ミーティング 場所は未定

13:30～15:30 テーマ「死後の事務について」

★理事会 11月13日

※成年後見ミーティングはどなたでも参加できます。



正会員費・賛助会員費・法人会員費納入者及び寄付者一覧

多くのご支援を賜りありがとうございます！！

正会員費納入者（納入順、敬称略）48 名

- ・高柳大太郎・加藤啓子・中村成人・武重傳・藤堂三男・倉本秀子・小野晴美・上江富士夫
- ・影山恒太・石原紀久代・神谷典江・五十嵐光子・長谷川卓也・中島由恵・細野京子・荻邦子
- ・池田進・工藤明人・田中幸一・岡本守・丸山智子・花田玲子・伊藤忍・本多啓枝・杉山智子
- ・西川邦輔・近藤由美子・今泉全勝・杉浦弥生・水野美知代・舟越正行・高森陽一郎・齋藤尚
- ・金田貴子・二村良子・長坂宏・豊田和浩・竹内伸太郎・石原香・福住幸子・梅田大己
- ・飯星睦生・藤田慎・今泉博充・古瀬修・村川賢一・小林佳子・菰田亜希子

賛助会員費納入者（納入順、敬称略）49 名

- ・金澤良雄・細江清美・彦坂敏・金沢富雄・樋口茅子・秋田誠二・牛田清博・加藤明代
- ・柴山始久・小田ひろみ・八木憲一郎・水野和・水野登代子・河合康隆・小川祐子・山口純子
- ・足木充邦・日比修治・佐宗健二・北村隆信・上田ちゑ子・豊田弘子・伊藤文則・岡本由紀子
- ・寺部敦子・松井通剛・夏目みゆき・峯田禎三・橋下克子・田辺準也・鈴木光子・多々内崇文
- ・神谷まり子・佐々木宏直・佐々木直子・北沢悦子・大林充始・長谷川泰子・中嶋芳夫
- ・磯村隆樹・白井公江・吉本京子・藤井幸夫・津田匂子・山口はるみ・斎藤啓治・前本好江
- ・中野正二・大橋美南子

法人賛助会員費納入者（納入順、敬称略）4 法人

- ・フレンドリーハート ・豊川医師会 ・蒲郡市社会福祉協議会 ・豊川市知的障害者育成会

寄付者（納入順、敬称略）13 名

- ・金澤良雄・中村成人・田中義人・中島由恵・荻邦子・岡本守・本多結城子・村川賢一
- ・石原香・福住幸子・五十嵐光子・佐藤美子・柴山始久

平成 28 年度市民後見人養成研修実施予定のお知らせ

現在、平成 28 年度の市民後見人養成研修実施に向けて、関係機関等と調整を行っています。平成 28 年 5 月頃に説明会を実施し、8 月頃より研修を始めたいと考えています。ご興味、ご関心のある方が近くにいましたらお声かけください。ご連絡をお待ちしています。

いつも前向きに

市民後見人 北沢悦子

私は、東三河後見センターが開催しました 23 年度市民後見養成研修を受け、障害者福祉施設退職後、市民後見人を受任させていただきました。

福祉施設に就職したのは、もともと気の長い性分なので、「私だったらゆっくり丁寧に仕事を教えてあげられる…」と言う、それだけの気持ちからでした。

15 年間勤めてみて、遣り甲斐と楽しみを十分に頂き、退職してもやはり福祉に携わって行きたいと思うようになりました。

只今、法人後見 3 名の財産管理と身上監護をさせていただいております。

書類に関しては、今まで見かけない書類ばかりで、その都度後見センターの代表始め皆さんに教えていただいております。つい先日も、家庭裁判所より 1 名の報酬付与決定の通知を頂き、「書類が通った！良かった！」と喜んだところですが、代表から電話あり「事務所に入金を…」と言われ、その金額が裁判所から入金されると思っていた自分…、「家庭裁判所はお金をくれないよ…ハハハ」と。ちょっと考えれば、「確かにそうだ！」と思えることなのに情けない…早速被後見人の通帳より払戻し、事務所に届けた次第です。

そんな、こんなで、いろいろありますが、最近嬉しいこともありました。

90 歳の方ですが、体調を悪くし入院されました（前から肺に持病があったそうであります）。病院に入ったことで認知も進んだのかなーと感じましたが、持っていた住宅を手放す最中だったことも一因となっていたのかもしれません。

そして、ホームの管理者に相談されました。「ホームは、退院後の看取りまでの対応は無理なので…」と言われ、「本人がこのホームを気に入っているので、3 か月待ってほしい」とお願いしました。そして、ひと月の入院で帰って来られました。最初は「まだ、病院にいたいと思っているみたい…今は、2 人掛りでトイレに…」と職員より聞きました。そして、歩けなかったその方が退院後 2 か月で元気を取り戻し、車いすを押してお部屋から出て来たときは、本当にびっくり、感動しました。今では薄化粧までして、表情迄明るく笑ってくれます。本人いわく「自分が頑張らなくちゃーね」と。ホームの職員さんにも感謝！そして、人間のちから、気力のすごさ、に驚きました。

私のモットーは「何があってもめげない、いつも前向きに」ですが、この時ばかりは、この 90 歳の方に凄いパワーを感じ、私も沢山のちからを頂いた気がします。これからも、この方々と共に頑張っていきたいと思います。

認定 NPO 法人東三河後見センター状況一覧

☆成年後見制度 受任 支援 概況

(平成 27 年 9 月 1 日現在)

	後 見	保 佐	補 助	合 計
受任状況	4 2 名	1 3 名	1 2 名	6 7 名
受理面接済・確定待ち			1 名	1 名

★市町別受任一覧 (被後見人等の実際の住所地で示してあります。)

	豊川市	新城市	豊橋市	蒲郡市	田原市	設楽町	その他	合計
認知症	1 7 名	7 名	2 名	1 名	0 名	0 名		2 7 名
知的障がい者	1 2 名	3 名	2 名	2 名	1 名	1 2 名	1 (岡崎市)	3 3 名
精神障がい者	4 名	1 名	1 名	0 名	0 名	0 名	1 (岡崎市)	7 名
合計	3 3 名	1 1 名	5 名	3 名	1 名	1 2 名	2 名	6 7 名

☆市民後見人の受任状況

	後 見	保 佐	補 助	合 計
認知症	1 2 名	3 名	2 名	1 7 名
知的障がい者	1 2 名	1 名	1 名	1 4 名
精神障がい者	2 名	0 名	0 名	2 名
合計	2 6 名	4 名	3 名	3 3 名

現在活動されている市民後見人の方は 13 名です。この方が上記表のとおり 33 名の方の後見事務を担当されています。

※「市民後見人」とは、当法人が名古屋家庭裁判所豊橋支部に提出した、市民後見人登録名簿登載者の方で、当法人が事務担当者として任命し、実際に活動されている方のことをいいます。

賛助会費 寄付金のお願ひ

(平成 27 年 4 月 1 日～発行日現在)

正 会 員費納入者： 4 8 人

(法人正会員 2 含む)

賛助会員費納入者： 4 9 人

(法人賛助会員 4 含む)

寄付者 (3,000 円以上) 1 3 人 (重複してご寄付を頂いている方は 1 名とカウントしています。)

皆さまのご支援ありがとうございます。

※会員費納入者数で表示しています。正会員・賛助会員数を示すものではありません。

編集後記

今年も残すところ3ヶ月となりました。月日の流れが一層早く感じています。同じように私たちを取り囲む、制度や政策も目まぐるしく変化し、その流れにきちんと対応できる見立て方や方法が求められます。だんだんと秋が深まり、季節が変わる時期ですので、みなさまお体をご自愛下さいませ。

(編集：工藤明人)